

報告第5号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

(子ども健康部関係)

1	専決年月日	令和3年2月18日
	相手方	豊川市在住の児童の保護者
	損害賠償の額	21,800円
	概要	令和3年1月20日午後3時50分頃、豊川市立代田小学校の運動場において、児童クラブの活動中に職員と児童とが接触して児童が転倒し、当該児童の眼鏡が破損した。

(市民部関係)

1	専決年月日	令和3年3月12日
	相手方	豊川市在住の70代男性
	損害賠償の額	41,860円
	概要	令和2年12月23日午後4時30分頃、豊川市コミュニティセンター国府市民館において、相手方が敷地内の側溝の蓋に乗ったところ、蓋がはずれ相手方の足が側溝に落ち、負傷した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	令和3年2月17日
	相手方	豊川市在住の40代女性
	損害賠償の額	127,160円
	概要	令和2年12月28日午後8時5分頃、豊川市蔵子2丁目6番72において、消防団員の運転する自動車が相手方の所有する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。